

ひたちなか市体育施設

指定管理者募集要項

令和7年8月

ひたちなか市

目 次

1	指定管理施設の概要	1
2	指定管理者の業務範囲等	1
3	自主事業の提案	1
4	指定管理者の申請資格	1
5	指定管理者が管理運営を行うに当たっての条件	2
6	申請の期間等	2
7	応募者説明会及び募集に関する質問について	3
8	申請書類	3
9	指定管理業務に係る経費	3
10	使用料に関する事項	4
11	指定管理者が管理運営を行う期間	4
12	選定方式	4
13	選定基準	4
14	申請者に対する聴き取り調査	4
15	協定の締結	4
16	モニタリングの実施	5
17	ネーミングライツ	5
18	包括管理業務委託	6
19	その他	6
	別表第1	7
	別表第2	14

ひたちなか市体育施設指定管理者募集要項

ひたちなか市総合運動公園，那珂湊運動公園，六ツ野スポーツの杜公園グラウンド，西原公園グラウンド，東石川第4公園グラウンド，松戸体育館，那珂湊体育館，那珂湊第二野球場，武道館，市営プール，運動ひろば，西原公園グラウンド（第2），後野グラウンド，大平クロッケーコート（以下「体育施設」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため，ひたちなか市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年ひたちなか市条例第10号。以下「手續条例」という。）に基づき，次のとおり指定管理者を募集します。

○施設の効果的な運営を図るため，施設相互に連携をとる必要があることから標記施設を一括して管理運営を行う指定管理者を募集します。

1 指定管理施設の概要

指定管理施設の概要は，別表第1のとおりとします。

2 指定管理者の業務範囲等

（1）業務の範囲

業務の範囲及び管理の基準等については，別添「ひたちなか市体育施設指定管理者業務仕様書」を参照してください。

なお，指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し，又は請け負わせることはできませんが，専門的知識又は経験を必要とする一部の業務については，市の承認を得て委託することができます。

（2）市と指定管理者の責任分担

市と指定管理者の責任分担の詳細については，別表第2のとおりとします。

3 自主事業の提案

（1）自主事業は，施設の設置目的に沿って指定管理者が独自に企画し行う事業です。申請団体には，市民サービスの向上に効果的で，かつ効率的な自主事業の提案をしていただきます。

（2）自主事業の提案は，自主事業計画書及び自主事業予算書により提出してください。

（3）提案された自主事業の内容は，協議を行う場合があります。

（4）指定管理者は，自主事業の運営を効率的かつ円滑に行うため，自主事業運営基金（以下「運営基金」という。）を設置するものとし，運営基金の詳細については，別途協定で定めるものとします。

4 指定管理者の申請資格

（1）申請者の資格は，市内に本社又は本社機能（法人以外の団体の場合）を置く法人その他の団体であって，次のいずれにも該当しないものとします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するもの及び同条第2項に基づき本市の入札参加の資格制限を受けているもの

イ ひたちなか市から現に指名停止又は指名除外措置を受けているもの

ウ 市税を滞納しているもの

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づく更生手續開

始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２５５号）第２１条第１項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの

オ 破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により破産の申立てがなされているもの

カ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員が経営する法人若しくはこれらが実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準じるもの

（２）複数の団体がグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）は、複数の団体の中から、代表団体を定めてください。

また、グループ応募の構成員のうちに応募資格を満たさない者があるときは、応募できません。

なお、単独で応募した団体が他のグループ応募の構成員となること及びグループ応募の構成員が他のグループ応募の構成員となることはできません。

5 指定管理者が管理運営を行うに当たっての条件

（１）運動公園施設又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有している者であることとします。

（２）当該施設の安定的・効果的な管理運営を行う観点から、令和７年度までの指定管理者である公益財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社の職員で、総合体育館、松戸体育館等に勤務する職員の継続雇用について考慮してください。継続雇用の考え方については、事業計画書で提案してください。

また、物品及び役務の調達に当たっては、可能な限り地元業者に発注するように努めてください。

6 申請の期間等

（１）申請書類等の配布及び受付場所

市民生活部スポーツ振興課（ひたちなか市役所第１分庁舎１階）

〒３１２－８５０１ ひたちなか市東石川２丁目１０番１号

電話 ０２９－２７３－０１１１

（２）申請書類等の配布及び受付期間

令和７年８月１２日（火）から令和７年９月１２日（金）まで

土、日曜及び祝祭日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

（３）配布書類

ア 募集要項

イ 業務仕様書

ウ 申請に係る書類

エ 参考基準価格

オ その他関係資料

（４）提出方法

受付期間内に持参してください。（期日厳守）

（５）提出部数

正本１部、副本９部

7 応募者説明会及び募集に関する質問について

- (1) 応募方法，提出書類，指定管理業務等について説明会を開催します。参加を希望する法人その他の団体は，事前にご連絡ください。

日 時 令和7年8月26日（火）午前10時30分から

場 所 ひたちなか市役所 第3分庁舎2階 防災会議室2

- (2) 募集に関する質問は，質問書により行うものとします。提出方法はFAX又はEメールとし，郵送，電話及び口頭による質問は受け付けしません。また，個人及び応募資格のない団体からの質問も受け付けしません。

質問に対する回答は，原則として質問者に対してFAX又はEメールにより回答します。

受付期間 令和7年8月12日（火）から令和7年9月1日（月）まで

質問先 【問い合わせ先】を参照してください。

8 申請書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）

- (2) 申請資格を証する書類

① ひたちなか市体育施設の指定管理者の指定申請に係る申立書

② 法人の場合は，市税の完納証明書

③ 法人以外の団体の場合は，団体代表者の住民票の写し及び市税の完納証明書

- (3) ひたちなか市体育施設指定管理事業計画書（様式第2号）：各年度

- (4) ひたちなか市体育施設指定管理収支計画書（様式第3号）：総括書及び各年度

- (5) 当該団体の経営状況を説明する書類

① 決算書（令和4年度～令和6年度）

② 事業計画書及び収支予算書（令和7年度）

- (6) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体は会則等）

- (7) 役員名簿

- (8) 組織・運営・業務概要を記載した書類

- (9) 類似施設等の管理運営実績がある場合は，類似施設等管理実績表

- (10) その他市が必要と認める書類

※ 申請書類に不備がある場合は「不受理」となることがあります。また，申請書類等は原則として返却いたしません。

9 指定管理業務に係る経費

指定管理業務に要する経費については，市が支払う指定管理料によって賄うものとします。

- (1) 経費の支払い

① 市は，指定管理者に対して，施設の管理運営に要する経費として，予算の範囲内で指定管理料を支払います。

② 指定管理料の支払時期及び支払方法については，指定管理者と協議のうえ決定し，年度ごとに協定で定めます。

③ 指定管理料の金額については，指定管理者から提出された収支計画を踏まえ，指定管理者と協議のうえ決定し，年度ごとに協定で定めます。

④ 市が支払う指定管理料の参考基準価格は，単年度あたり490,000,000円（税込）です。

※ 参考基準価格は、施設の管理運営に当たって実施すべき業務に必要な経費であり、市が指定管理者に支払う指定管理料の目安です。

(2) 指定管理料の精算

指定管理料は、各年度の実績報告に基づき精算するものとします。なお、指定管理者の運営に起因した収支の不足額については、補填は行いません。

(3) 修繕について

修繕に要する経費について、1件あたり500万円以下の場合にあつては、原則として指定管理者の負担とします。この場合における1件とは、合理的な理由による修繕単位とし、修繕実施後の施設、設備及び物品等は本市に帰属するものとします。

10 使用料に関する事項

施設利用者から徴収する使用料の金額は、各体育施設の設置及び管理条例に定める額とし、その徴収の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、指定管理者に委託するものとします。

1.1 指定管理者が管理運営を行う期間

指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定しています。ただし、本市が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定の取消し又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

1.2 選定方式

選定基準を申請書類と照らして総合的な評価を行い、最も適当と認められる団体を指定管理予定者として選定します。

1.3 選定基準

- (1) 施設の利用者の平等な利用が確保されるものであること。
- (2) 施設の効用が最大限に発揮されるものであること。
- (3) 施設の適正な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

1.4 申請者に対する聴き取り調査

市は選定に際して、申請者に対し聴き取り調査を行うことがあります。その場合の日程については、後日申請者に連絡します。

1.5 協定の締結

指定管理者の指定後（令和8年3月下旬頃）に、市と指定管理者は指定管理業務の細目等について協議のうえ、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」及び年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに締結する「年度協定」を締結します。

なお、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義を生じた場合は、改めて協議することとします。

(1) 協定書の主な内容

【基本協定の主な内容】

- ① 指定期間に関する事項
- ② 管理運営業務の内容に関する事項
- ③ 管理運営業務の変更等に関する事項
- ④ 責任分担に関する事項
- ⑤ 責任者の配置に関する事項
- ⑥ 再委託の禁止に関する事項
- ⑦ 目的外使用に関する事項
- ⑧ 緊急対策に関する事項
- ⑨ 秘密保持義務に関する事項
- ⑩ 事業計画書及び収支計画書の提出に関する事項
- ⑪ 事業報告書の作成及び提出に関する事項
- ⑫ 業務報告の聴取等に関する事項
- ⑬ 指定管理料に関する事項
- ⑭ 使用料に関する事項
- ⑮ 損害の賠償に関する事項
- ⑯ 第三者への賠償に関する事項
- ⑰ 管理運営業務の引継ぎに関する事項
- ⑱ 原状回復義務に関する事項
- ⑲ 指定の取消し等に関する事項
- ⑳ 権利義務の譲渡に関する事項
- ㉑ その他

【年度協定の主な内容】

- ① 業務内容に関する事項
- ② 指定管理料に関する事項
- ③ 疑義等の決定に関する事項
- ④ その他

1.6 モニタリングの実施

市は、指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確認するために、毎年1回のモニタリングを実施します。モニタリングの結果、指定管理者の業務が要求水準を維持していないと判断した場合、市は、業務の改善等について必要な指示を行うものとします。

1.7 ネーミングライツ

市は、安定的な財源確保により、持続可能な施設運営を行うことを目的に、ネーミングライツ制度の導入を予定しています。体育施設へのネーミングライツを導入することになる場合には、あらかじめ市と指定管理者で協議するものとし、指定管理者には、次のとおりご協力いただきます。

(1) 指定管理者が作成する印刷物の変更

新たに作成する印刷物は、原則として愛称を使用することとします。ただし、愛称決定時に既に使用している印刷物については、そのまま使用することとします。

(2) 指定管理者が管理するホームページの変更

指定管理者が管理するホームページがある場合は、愛称導入時に表示を変更することとします。

1.8 包括管理業務委託

市では、令和8年4月から、包括管理業務委託の導入を予定しています。当該業務委託の導入に伴い、原則として、業務仕様書に定める業務以外の施設及び設備に関する維持管理・修繕業務は包括管理業務受託者が実施することとなります。そのため、指定管理者は、包括管理業務受託者と連携し、円滑に修繕が実施されるよう対応することとします。

1.9 その他

(1) 申請に関する費用負担

申請に関して必要となる費用は申請者の負担とします。

(2) 申請書類の変更の禁止

申請した書類の訂正、差し替え及び再提出は認めません。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、全ての申請者に対して通知します。

(4) 指定の通知

指定管理者は、市議会の議決を経て指定されることとなりますので、議決後速やかに通知します。

(5) 事務の引継ぎ

指定管理者が施設管理にあたり、指定期間が始まる前の引継ぎ期間に必要な応じて研修等を実施します。なお、原則として、引継ぎ期間に発生する研修等の費用は、指定管理者の負担とします。

【問い合わせ先】

〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号

ひたちなか市市民生活部スポーツ振興課

電 話 029(273)0111

FAX 029(274)2490

Eメール taiiku@city.hitachinaka.lg.jp

別表第 1

指定管理施設の概要

I 都市公園関係施設

1 総合運動公園関係

(1) 市民球場

①施設の名称	ひたちなか市総合運動公園市民球場
②所在地	ひたちなか市新光町 4 9
③敷地面積	2 5, 4 7 3 m ²
④施設概要	鉄筋コンクリート・鉄骨造（一部 P C ・盛土） グラウンド両翼線 1 0 0 m, 中堅線 1 2 2 m 収容人員（観覧席）メインスタンド 2, 9 7 2 人 内野スタンド 9, 6 4 6 人 外野スタンド 7, 5 5 5 人 最大収容可能人員 2 5, 0 0 0 人 夜間照明設備 内野 4 基, 外野 2 基 高さ 4 0 m

(2) 総合体育館

①施設の名称	ひたちなか市総合運動公園総合体育館
②所在地	ひたちなか市新光町 4 9
③建築面積	建築面積 5, 4 6 0. 7 2 m ² 延床面積 1 7, 0 6 6. 9 5 m ² 地下 1 階床面積 3, 8 5 1. 5 1 m ² 地上 1 階床面積 4, 0 6 7. 0 1 m ² 中 1 階床面積 2 7 4. 9 3 m ² 2 階床面積 4, 8 5 5. 7 0 m ² 3 階床面積 2, 8 0 4. 8 2 m ² 4 階床面積 1, 0 4 2. 4 8 m ² 塔屋階床面積 1 7 0. 5 0 m ²
④施設概要	地下 1 階地上 4 階塔屋 1 階鉄筋コンクリート造屋根鉄骨造 メインアリーナ, サブアリーナ, 武道場, 弓道場, トレーニング室, 事務室, 会議室, ミーティングルーム, 更衣室, シャワー室, エン トランスプラザ, 休憩室, ランニングコース（通路併用） 収容客数 2, 5 3 6 席 （固定席 1, 4 9 6 席, 身障者席 1 6 席, 可動席 1, 0 2 4 席）

(3) 陸上競技場

①施設の名称	ひたちなか市総合運動公園陸上競技場
②所在地	ひたちなか市新光町 4 9
③敷地面積	2 7, 9 4 7. 8 0 m ²
④施設概要	第 3 種公認陸上競技場 1 周 4 0 0 m 9 レーン（全天候型ウレタン舗装） 日本サッカー協会規格対応サッカー場及びラグビー場

(3) 多目的運動広場

①施設名称	ひたちなか市那珂湊運動公園多目的運動広場
②所在地	ひたちなか市新光町 5 5 2 - 4 0
③敷地面積	2 8, 0 0 0 m ² (実面積 2 3, 3 4 2 m ²)
④施設概要	ダスト舗装 陸上競技場 1 面 兼用種目 サッカー 2 面, ソフトボール 2 面

(4) 相撲場

①施設名称	ひたちなか市那珂湊運動公園相撲場
②所在地	ひたちなか市新光町 5 5 2 - 4 0
③敷地面積	4 8 4 m ² (実面積 1 0 0 m ²)
④施設概要	上屋 鉄骨平家建 6 0 5 m ² 相撲場 1 面 収容人員 5 0 0 人

(5) その他の施設

①施設名称	ひたちなか市那珂湊運動公園ランニングコース ひたちなか市那珂湊運動公園冒険広場 ひたちなか市那珂湊運動公園ゲートボール場
②所在地	ひたちなか市新光町 5 5 2 - 4 0
③施設概要	ジョギングコース 1 周 1, 2 5 0 m 冒険広場 2 0, 0 0 0 m ² , 各種遊具等 ゲートボール場 2 面 管理棟

3 都市公園関係

(1) 六ツ野スポーツの杜公園グラウンド

①施設名称	ひたちなか市六ツ野スポーツの杜公園グラウンド
②所在地	ひたちなか市中根 4 8 8 0 - 2
③敷地面積	4 5, 0 0 0 m ² (内球技場 2 3, 0 0 0 m ²)
④施設概要	サッカー 1 面 (ティフトン芝舗装) 兼用 少年サッカー 2 面 ソフトボール 4 面 (クレイ舗装) ウォーキングコース 1, 0 0 0 m

(2) 西原公園グラウンド

①施設名称	ひたちなか市西原公園グラウンド
②所在地	ひたちなか市足崎 1 4 8 3 - 1
③敷地面積	2 2, 4 1 0 m ²
④施設概要	野球 1 面 兼用種目 ソフトボール 2 面

(3) 東石川第 4 公園グラウンド

①施設名称	ひたちなか市東石川第 4 公園グラウンド
②所在地	ひたちなか市石川町 2 5

③敷地面積	30, 120 m ² (内野球場10, 000 m ²)
④施設概要	野球場1面

II 体育館関係施設

1 松戸体育館

①施設名称	ひたちなか市松戸体育館
②所在地	ひたちなか市松戸町2-6-1
③敷地面積	6, 515 m ²
④施設概要	R C造・一部S C造3階建 延床面積 4, 155. 31 m ² メイン競技場, サブ競技場, 柔道場・剣道場, 弓道場, 卓球場 (研修室), トレーニングルーム, 事務室, 研修室

2 那珂湊体育館

①施設名称	ひたちなか市那珂湊体育館
②所在地	ひたちなか市鍛冶屋窪3566
③敷地面積	11, 004. 72 m ²
④施設概要	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積1, 874. 07 m ² メイン競技場, 柔道場, 剣道場, 弓道場

III 那珂湊第二野球場

①施設名称	ひたちなか市那珂湊第二野球場
②所在地	ひたちなか市西十三奉行11652-2
③敷地面積	9, 777 m ²
④施設概要	野球1面

IV 武道館

①施設名称	ひたちなか市武道館
②所在地	ひたちなか市和田町3-4-6
③敷地面積	1, 047. 84 m ²
④施設概要	鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨造2階建 延床面積 660 m ² 剣道場, 柔道場

V 市営プール

1 馬渡プール

①施設名称	ひたちなか市営馬渡プール
②所在地	ひたちなか市馬渡2980-5
③敷地面積	1, 528. 95 m ²
④施設概要	鉄筋コンクリート造 25mプール6コース, 管理棟94 m ²

2 枝川プール

①施設名称	ひたちなか市宮枝川プール
②所在地	ひたちなか市枝川 1 5 8
③敷地面積	1, 5 5 4 m ²
④施設概要	プレストレストコンクリート製 2 5 mプール6コース, 管理棟 9 4 m ²

3 佐野プール

①施設名称	ひたちなか市宮佐野プール
②所在地	ひたちなか市高場 1 8 8
③敷地面積	2, 9 1 3 m ²
④施設概要	鉄筋コンクリート造 2 5 mプール6コース, 徒渉プール, 管理棟 1 2 4. 6 6 m ² 駐車場 (自動車 2 8 台, 自転車 3 4 台)

VI 運動ひろば

1 石川運動ひろば

①施設名称	ひたちなか市石川運動ひろば ひたちなか市石川運動ひろばテニスコート
②所在地	運動ひろば ひたちなか市石川町 1 0 テニスコート ひたちなか市石川町 2 4 - 3
③敷地面積	運動ひろば 4 6, 4 5 9. 1 2 m ² (内運動場 3 0, 2 3 1 m ²) テニスコート 7, 4 3 6. 8 9 m ² (内競技面 1, 5 4 7 m ²)
④施設概要	運動ひろば 野球 1 面, ソフトボール 1 面, サッカー 1 面, クロッケー (ゲートボール) 3 面, 管理棟, ジョギングコース 1 周 7 0 0 m, 駐車場 1 5 6 台分, 夜間照明設備 8 基 テニスコート 全天候型 2 面 (砂入り人工芝) 夜間照明設備 4 基

2 津田運動ひろば

①施設名称	ひたちなか市津田運動ひろば
②所在地	ひたちなか市 1 7 3 6 - 1
③敷地面積	2 8, 7 4 1. 6 4 m ²
④施設概要	野球 1 面, ソフトボール 1 面, テニスコート 4 面 (全天候型) クロッケーコート 6 面, 駐車場 1 2 0 台分 ウォーキングロード 一周 4 6 2 m

3 佐野運動ひろば

①施設名称	ひたちなか市佐野運動ひろば
②所在地	ひたちなか市高野 2 4 5 6
③敷地面積	2 3, 0 4 3 m ²
④施設概要	野球 1 面, ソフトボール 1 面 駐車場 8 0 台分

VII その他の施設

1 西原公園グラウンド（第2）

①施設名称	ひたちなか市西原公園グラウンド（第2）
②所在地	ひたちなか市足崎1 4 7 4－1 9
③敷地面積	1 9, 5 7 2. 5 2 m ²
④施設概要	ソフトボール1面

2 後野グラウンド

①施設名称	ひたちなか市後野グラウンド
②所在地	ひたちなか市後野1－8－3
③敷地面積	第1 1 2, 0 0 0 m ² 第2 7, 1 6 6 m ²
④施設概要	第1 ソフトボール1面 第2 ソフトボール1面, 駐車場5 0 台

3 大平クロッケーコート

①施設名称	ひたちなか市大平クロッケーコート
②所在地	ひたちなか市金上1 2 4 1
③敷地面積	4, 4 5 2 m ²
④施設概要	クロッケーコート4面, 駐車場5 台分

別表第2

市と指定管理者における責任分担

項 目	責任の内容	負 担 者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費，物品費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利変動に伴う経費の増		○
法令関連	施設の管理運営業務に直接的な影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
税制度関連	施設の管理運営業務に直接的な影響を及ぼす税制の新設・変更（消費税等）	○	
	指定管理者に影響を及ぼすその他一般的な税制度の新設・変更（法人税，固定資産税等）	協議事項	
政治，行政的理由による事業変更	政治，行政的理由から，施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合，又は業務内容の変更若しくは業務の停止を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理費における当該事情による増加経費	○	
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄，破綻等		○
不可抗力	不可抗力（暴風，豪雨，洪水，地震，落盤，火災，騒乱及び暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）により発生する施設又は設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
施設及び設備，備品等の修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	経年劣化に伴う修繕であって，1件当たり500万円（税込）を超えないもの		○
	上記以外の修繕	○	
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	協議事項	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	協議事項	
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	施設の管理運営業務の内容に対する住民及び施設利用者からの苦情，要望，訴訟への対応	○ （訴訟について対応）	○
書類の誤り	市が責任を持つ書類の誤りによるもの（仕様書等）	○	
	指定管理者が計画・提案した内容の誤りによるもの（事業計画書等）		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が満了した場合又は期間中に業務を廃止した場合における指定管理者の撤収費用		○

※ただし，本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないリスクが生じた場合は，市と指定管理者が協議の上，リスク分担を決定するものとする。